

獣医師及び動物愛護管理行政担当者のための
マイクロチップの装着・読み取りガイドライン

第1.3版

令和7年10月

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会

目次

はじめに	3
I マイクロチップの装着	4
(1) 装着から登録の流れ	4
(2) 装着を行う前に	4
(3) 装着の方法	6
(4) マイクロチップ装着証明書の発行	10
II マイクロチップの読み取り	12
(1) 概要（読み取りから登録確認の流れ）	12
(2) 読取りを行う前に	13
(3) 読取りの方法	14
【読み取りにおける注意事項】	15
(4) 登録の確認	15
(5) マイクロチップ識別番号証明書の発行	16

はじめに

令和元年6月、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）が改正され、犬猫等販売業者に対し、所有する犬又は猫へのマイクロチップの装着及び登録が義務付けられるとともに、登録を受けた犬や猫を譲り受けた者に対し、変更登録が義務付けられることになりました。これらの義務については令和4年6月1日から施行され、行政に引き取られる犬や猫にもマイクロチップが装着されている可能性が高まります。

また、マイクロチップの装着は獣医師と愛玩動物看護師に限られるとともに、獣医師に対しては、犬や猫にマイクロチップを装着した場合におけるマイクロチップ装着証明書の発行が義務付けられています。マイクロチップ装着証明書は、犬や猫の所有者（犬猫等販売業者又は飼い主）がマイクロチップの情報登録を行うために必要となります。

「獣医師及び動物愛護管理行政担当者のためのマイクロチップの装着・読み取りガイドライン」は、マイクロチップ装着の施術に当たる獣医師の方や愛玩動物看護師の方、都道府県等の動物愛護管理担当職員などの行政従事者に向けて、マイクロチップの装着から登録の流れ、読み取りから登録確認の流れ、これらに関する注意事項等について広く御理解いただくために作成したものです。

本ガイドラインが、犬や猫への安全なマイクロチップ装着及び確実なマイクロチップの読み取りを行うための一助となったら幸いです。

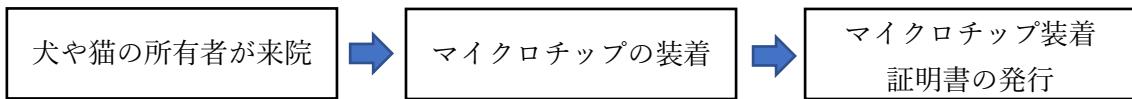
I マイクロチップの装着

(1) 装着から登録の流れ

マイクロチップを装着した場合、装着した日から 30 日以内に、指定登録機関にマイクロチップの情報登録を行うことが義務付けられます。犬や猫の所有者が、マイクロチップの装着後に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトから登録ができるよう、マイクロチップを装着したときは、獣医師は速やかに法に基づきマイクロチップ装着証明書を発行しなければなりません。

なお、犬や猫にマイクロチップを装着する際には、マイクロチップの情報登録が法に基づく義務であることを飼い主に伝達してください。

【マイクロチップの装着：獣医師】



【マイクロチップの情報登録：犬や猫の所有者】



※マイクロチップ装着証明書の様式のダウンロード、情報登録と登録証明書の受領はオンラインで行えます。

(2) 装着を行う前に

ア マイクロチップ及びマイクロチップリーダーの準備

マイクロチップ及びマイクロチップリーダーを事前に準備します。マイクロチップは、国際標準化機構が定める ISO11784、ISO11785 規格に準拠したマイクロチップでなければなりません。また、マイクロチップは ISO 規格動物用電子タグ協議会に登録されたメーカーコードが付与されたものを準備してください。

ださい。マイクロチップリーダーについても、ISO 規格に対応した製品を準備します。

イ マイクロチップ装着証明書の様式のダウンロード

装着後、速やかにマイクロチップ装着証明書を発行できるよう、事前にマイクロチップ装着証明書の様式をダウンロードしておきます。ダウンロードは、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」（<https://reg.mc.env.go.jp/>）から行います。

Word ファイルでのダウンロードが可能で、獣医師名や動物病院等の所在地、電話番号などを事前に入力することができます。

ウ マイクロチップの識別番号の確認

マイクロチップにマイクロチップリーダーを当てて、読み取りテストを行います。マイクロチップに付属されたバーコードシールに記載されているマイクロチップの識別番号と、マイクロチップリーダーに表示された番号が一致していることを必ず確認します。

エ 生体にマイクロチップが装着されていないことの確認

装着を行う犬や猫にマイクロチップリーダーを当てて、マイクロチップが装着されていないことを確認します。1 個体に 2 つのマイクロチップの識別番号を登録することはできません。誤って 2 つ装着されてしまうことがないよう、所有者からの申出の有無に関わらず、必ず生体の読み取りを行い確認します。

(3) 装着の方法

ア 肩甲骨後ろの皮膚を親指と中指でつまみます。

※犬や猫が動く場合には、装着する方以外の方に保定をしてもらい装着作業を行います。

※1人で保定して装着する場合には、皮膚を寄せる親指、人差し指、中指以外の指と手のひらを利用して生体の頭が振り向かないように押さえてください。



イ 犬や猫が動かないように保定し、通常の皮下注射と同様に装着部位の皮膚を消毒します。



ウ つまんだ中央の皮膚を人差し指で上に引っ張ります。

うまく引っ張ることができると、引っ張った皮膚が三角形になります。

この三角形の部分に皮下注射の要領でマイクロチップを埋め込みます。

※ここで皮膚が緩んでいると針が奥までうまく刺さりません。

人差し指でしっかりと余分な皮膚を持ち上げます。



※ マイクロチップの装着部位

マイクロチップは、背部肩甲骨間の尾側寄り、正中線よりやや左寄りに装着します。

尾側寄りにすることで MRI 等への影響を少なくし、左寄りとすることで椎体突起に触れるリスクが低減されます。

エ 筋肉や神経を傷つけないようにするために、インジェクターを立てずに頭を下げた状態で保定をし、体に対して水平に挿入します。



オ 素早く針を刺した後、プランジャーを最後まで押し込み、マイクロチップを挿入します。



カ 装着完了後には、出血していないか、貫通していないか等をよく観察し、必ずマイクロチップの識別番号の読み取りテストを行い、確実に装着されていることを確認します。

※マイクロチップの脱落は、装着後 24 時間以内に多いと言われています。



キ 装着部位から出血する場合には、出血部分に乾綿を当てて1～2分ほど圧迫止血を行います。出血が止まらない場合は、血管収縮作用のあるアドレナリン外用液などを乾綿に浸み込ませて出血部に当てて、引き続き圧迫止血をします。

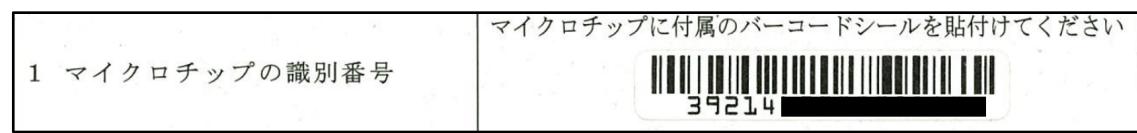
資料提供：共立製薬株式会社

(4) マイクロチップ装着証明書の発行

犬や猫にマイクロチップを装着したときは、獣医師はマイクロチップ装着証明書を発行することが義務付けられています。獣医師の指示の下、愛玩動物看護師もマイクロチップを装着することができますが、装着証明書の「マイクロチップを装着した獣医師の氏名」の欄には、装着の指示をした獣医師の氏名を記載します。

マイクロチップ装着証明書には、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトの URL と二次元コードが記載されています。犬や猫の所有者に、サイトにアクセスし、登録を行うよう案内をしてください。

なお、マイクロチップ装着証明書には必ず、マイクロチップの製品に付属しているバーコードシールを貼付してください。



年 月 日

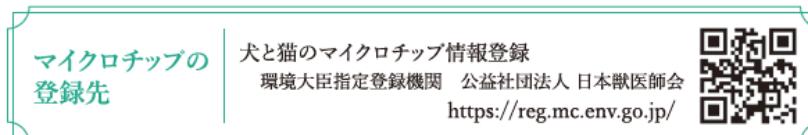
マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の3第1項の規定に基づき、
下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

		マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください
1	マイクロチップの識別番号	
2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別 <input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫	
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	
6	犬又は猫の生年月日	年 月 日
7	犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input type="checkbox"/> 雌(メス)
8	2から7までのほか 犬又は猫の特徴となるべき事項	
9	マイクロチップの装着日	年 月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び 所在地 (診療施設にあっては獣医療法施行規則) (第1条第1項第3号に規定する開設の場所)	
11	マイクロチップを装着した施設の 電話番号	

マイクロチップを装着した
獣医師の氏名

本マイクロチップ装着証明書を用いて、マイクロチップ情報の登録を以下より行ってください。



動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第9項の規定に基づき、犬猫等販売業者は、「登録証明書」とともに
犬猫を譲渡す必要があります。

※本マイクロチップ装着証明書は登録証明書ではありません。

備考:この登録証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

II マイクロチップの読み取り

(1) 概要（読み取りから登録確認の流れ）

ア 動物病院の場合

動物病院等に所有者不明の犬や猫が持ち込まれ、マイクロチップの読み取りによって識別番号が確認できた場合には、指定登録機関のコールセンターへ連絡します。コールセンターで登録の有無を確認し、登録の確認ができた場合には、コールセンターから登録者に保護されている当該犬や猫を引取りに行くように連絡をします。

【指定登録機関のコールセンター連絡先】

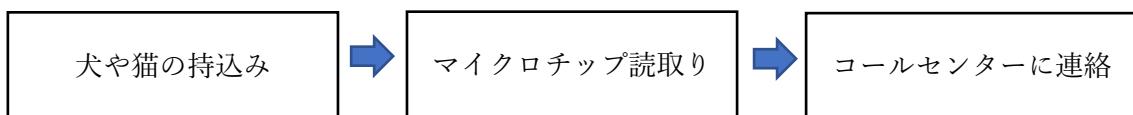
メールアドレス info@mc.env.go.jp

電話番号 03-6384-5320

イ 行政機関等の場合

行政機関に所有者不明の犬や猫が持ち込まれた場合や、所有者から犬や猫の引取りを行った場合であって、マイクロチップの読み取りによって識別番号が確認できた場合には、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにログインし、所有者の情報を確認します。また、動物病院等に持ち込まれた犬や猫のマイクロチップの識別番号を照会された場合にも同様に、登録サイトから登録情報を確認して、登録者に保護されている当該犬や猫を引取りに来るよう連絡をします。

【マイクロチップの読み取り：動物病院】



【マイクロチップの読み取り：行政機関】



(2) 読取りを行う前に

ア ISO 規格に準拠したマイクロチップリーダーを準備します。

日本国内に流通しているマイクロチップは ISO 規格に統一されていますが、米国等の ISO 規格を採用していない国で装着されている場合には、規格が合わずマイクロチップの読み取りができません。ISO 規格でないマイクロチップは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」には登録できず、登録情報の検索もできません。

イ マイクロチップリーダーのバッテリー残量を確認します。

マイクロチップリーダーのバッテリーが少ないと適切な読み取りができないことがあります。そのため、充電や電池交換により、あらかじめバッテリー残量を確保してください。

ウ 読取り場所周辺の電子機器や金属製品の有無を確認します。

マイクロチップリーダーが電波を発信したり受信したりする際、電子機器や金属製品から影響を受ける可能性があります。電子機器や金属製品が近くにある場合は、距離を離して使用します。

エ 行政機関が読み取りを行う場合においては、システムで使用するアカウントを確認しておきます。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにログインするためには、個別に発行されるアカウントが必要です。指定登録機関から発行されているアカウント ID とパスワードを使用します。

(3) 読取りの方法

ア 装着部位（背部肩甲骨間の尾側寄り、正中線よりやや左寄り）の周辺から

読み取りを開始します。

イ リーダーを犬や猫の被毛に接触させながら沿わせるように操作します。

ウ 縦、横にゆっくりと動かします。

エ 肩や首の周辺で読み取りができないければ全身の読み取りを行います。

オ 読取りができない場合には、リーダーを当てる角度を変えます。



資料提供：共立製薬株式会社

【読み取りにおける注意事項】

ア 読取り距離について

マイクロチップリーダーの機器の種類によって、読み取り感度は異なります。

また、同じマイクロチップリーダーでも、マイクロチップリーダーを当てる向きによって、読み取り距離に差異が生じます。犬や猫の体に沿わせて、縦横にゆっくり動かしながら読み取るのがポイントです。

イ 読取りの範囲について

マイクロチップは装着部位から、肘や脇腹まで皮下を移動することがあります。装着部位付近で読み取りができない場合は、範囲を広げながら全身を検索する必要があります。

ウ マイクロチップリーダーの取扱いについて

読み取りボタンの押し方（1回だけ押す、押しながら読むなど）や、マイクロチップリーダーの読み取り面、読み取り角度などは、それぞれのマイクロチップリーダーの機器の種類によって異なります。最適な読み取り方法について、取扱説明書等を確認する必要があります。

(4) 登録の確認

動物病院等はマイクロチップの識別番号の読み取り後、指定登録機関のコールセンターに連絡し、コールセンターが「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにて、登録された所有者の確認を行います。その際に、指定登録機関のコールセンターから動物病院等に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録されているかの結果を伝達します。

行政機関はマイクロチップの識別番号の読み取り後、「犬と猫のマイクロチッ

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにて、登録された所有者の確認を行います。

所有者の登録が確認できなかった場合には、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が開始される令和4年6月より前に民間登録団体に登録されている可能性がありますので、それぞれの民間登録団体にも照会してください。

(5) マイクロチップ識別番号証明書の発行

動物病院等においてマイクロチップの識別番号に係る証明書（以下「マイクロチップ識別番号証明書」という。）の発行を犬や猫の所有者から求められた際は、適宜御対応いただきますようお願いします。

マイクロチップ識別番号証明書とは、装着されているマイクロチップの識別番号を証するものです。マイクロチップ識別番号証明書があれば、所有者は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにおいて御自身で登録手続を行うことができます。

なお、次項の参考例におけるマイクロチップ識別番号証明書様式には、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトのURLと二次元コードが記載されています。犬や猫の所有者に、サイトにアクセスし、登録を行うよう案内をしてください。

年 月 日

マイクロチップ識別番号証明書（参考例）

下記の犬又は猫について、装着されているマイクロチップの識別番号を証明する。

確認年月日 年 月 日

マイクロチップの識別番号

100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

(マイクロチップ付属のバーコードシールをお持ちの場合は記入せずに貼ってください)

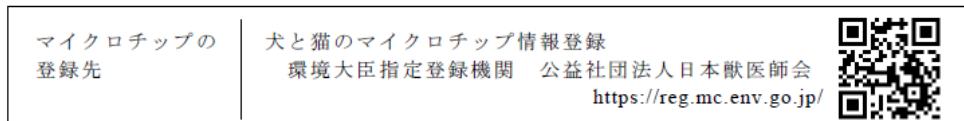
記

1 犬又は猫の名	
2 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
3 犬又は猫の品種	
4 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄（オス） <input type="checkbox"/> 雌（メス）
5 マイクロチップの識別番号を証明した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第1条第1項第3号に規定する開設の場所）	〒
6 マイクロチップの識別番号を証明した施設の電話番号	

マイクロチップの識別番号を証明した獣医師の氏名

獸醫師

※ 当該（参考例）は、動物愛護管理法施行規則第21条の5第4項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」を発行する際の参考にしてください。



本ガイドラインに関するお問い合わせ

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会

所在地 〒107-0062 東京都港区南青山1－1－1 新青山ビル西館23階

ホームページ <https://reg.mc.env.go.jp/>



メールアドレス info@mc.env.go.jp

電話番号 03-6384-5320

獣医師及び動物愛護管理行政担当者のためのマイクロチップの装着・読み取りガイドライン

第1.0版発行 2022/05/23 発行

第1.1版改定 2022/07/06 発行

第1.2版改定 2023/10/12 発行

第1.3版改定 2025/10/27 発行